

経 済 産 業 省

20231011貿局第2号
輸出注意事項2023第16号
経済産業省貿易経済協力局

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和5年10月18日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「化学物質の輸出承認について」等の一部改正について

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和5年10月22日から施行する。

「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○化学物質の輸出承認について（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）

改正後				現 行			
1～6 (略)				1～6 (略)			
別紙第1				別紙第1			
1 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(1)に掲げる貨物(ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質(「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1の(5)の表の35の3の項の「附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質」の解釈の欄に規定する当該化学物質を含有する混合物又は製剤を含む。))				1 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(1)に掲げる貨物(ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質(「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1の(5)の表の35の3の項の「附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質」の解釈の欄に規定する当該化学物質を含有する混合物又は製剤を含む。))			
化学物質の名称	CAS番号 (例示)	分類	POPs 条約対象	化学物質の名称	CAS番号 (例示)	分類	POPs 条約対象
(1)～(13) (略)	(略)	(略)	(略)	(1)～(13) (略)	(略)	(略)	(略)
(14) ジニトロールトク レゾール(DNOC)及 びジニトロールトク レゾール(DNOC)塩 (アンモニウム塩、カリ ウム塩、ナトリウム塩等)	534-52-1(ジニトロール トクレゾール(DNOC)) 2980-64-5(ジニトロール トクレゾール(DNO C)のアンモニウム塩) 5787-96-2(ジニトロール トクレゾール(DNO C)の <u>カリウム塩</u>) 2312-76-7(ジニトロール トクレゾール(DNO C)のナトリウム塩)	駆除剤		(14) ジニトロールトク レゾール(DNOC)及 びジニトロールトク レゾール(DNOC)塩 (アンモニウム塩、カリ ウム塩、ナトリウム塩等)	534-52-1(ジニトロール トクレゾール(DNOC)) 2980-64-5(ジニトロール トクレゾール(DNO C)のアンモニウム塩) 5787-96-2(ジニトロール トクレゾール(DNO C)の <u>カリウム塩等</u>) 2312-76-7(ジニトロール トクレゾール(DNO C)のナトリウム塩)	駆除剤	
(15)～(30) (略)	(略)	(略)	(略)	(15)～(30) (略)	(略)	(略)	(略)
<u>(31) テルブホス</u>	<u>13071-79-9</u>	<u>駆除剤</u>		(新設)	(新設)	(新設)	
<u>(32)</u> (略)	(略)	(略)	(略)	<u>(31)</u> (略)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)		<u>(32) トリブチルスズ化合物</u> (<u>ビス(トリブチルスズ)</u> <u>=オキシド、トリブチル</u> <u>ズ=フルオリド、トリ</u>	56-35-9(ビス(トリブチ ルスズ)= <u>オキシド</u>) 1983-10-4(トリブチル ズ= <u>フルオリド</u>)	<u>駆除剤</u>	

				<u>ブチルスズ=メタクリラート、トリブチルスズ=ベンゾアート、トリブチルスズ=クロリド、トリブチルスズ=リノレアート、トリブチルスズ=ナフテナートを含む全て</u>	<u>2155-70-6 (トリブチルスズ=メタクリラート)</u> <u>4342-36-3 (トリブチルスズ=ベンゾアート)</u> <u>1461-22-9 (トリブチルスズ=クロリド)</u> <u>24124-25-2 (トリブチルスズ=リノレアート)</u> <u>85409-17-2 (トリブチルスズ=ナフテナート)</u>		
(33)～(39) (略)	(略)	(略)	(略)	(33)～(39) (略)	(略)	(略)	(略)
<u>(40) デカブロモジフェニルエーテル</u>	<u>1163-19-5</u>	<u>工業用化学物質</u>	○	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>(41) ヘキサブロモシクロドデカン</u>	<u>25637-99-4</u> <u>3194-55-6</u> <u>134237-50-6</u> <u>134237-51-7</u> <u>134237-52-8</u>	工業用化学物質	○	<u>(40) ヘキサブロモシクロドデカン</u>	<u>134237-50-6</u> <u>134237-51-7</u> <u>134237-52-8</u> <u>25637-99-4</u> <u>3194-55-6</u>	工業用化学物質	○
<u>(42) (略)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>(41) (略)</u>	(略)	(略)	(略)
<u>(43) ペルフルオロオクタン酸、ペルフルオロオクタン酸塩及びペルフルオロオクタン酸関連物質(※)</u>	<u>335-67-1 (ペルフルオロオクタン酸)</u> <u>3825-26-1 (ペルフルオロオクタン酸のアンモニウム塩)</u> <u>335-95-5 (ペルフルオロオクタン酸のナトリウム塩)</u> <u>2395-00-8 (ペルフルオロオクタン酸のカリウム塩)</u>	<u>工業用化学物質</u>	○	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(※) 「ペルフルオロオクタン酸関連物質」の解釈は次のとおり行う。 <u>(1) 炭素原子(C)に結合する直鎖状又は分岐状のペルフルオロヘプチル基(C7F15)を構造要素の1つとして有する関連物質(その塩及びポリ</u>							

<p><u>マーを含む。)</u></p> <p>(2) <u>直鎖状又は分岐状のペ ルフルオロオクチル基 (C8F17) を構造要 素の1つとして有する関 連物質 (その塩及びポリ マーを含む。)</u></p> <p>(3) <u>以下の化合物は含まれ ない。</u></p> <p>• <u>C8F17-X, (X= F, Cl, Br)</u></p> <p>• <u>C8F17-C (=O) O H, C8F17-C (=O) O-X' 又は, C8F17-CF2-X'</u> (X' = 任意の基 (塩を含 む。))</p> <p>• <u>ペルフルオロオクタンスル ホン酸及びその誘導体 (C8F17SO2X (X= OH、金属塩 (O -M+)、ハロゲン化物、 アミド、及びポリマーを 含むその他の誘導体))</u></p>							
(44)～(47) (略)	(略)	(略)	(略)	(42)～(45) (略)	(略)	(略)	(略)
(48) <u>四エチル鉛</u>	78-00-2	工業用化学 物質		(46) <u>四エチル鉛</u>	78-00-2	工業用化学 物質	
(49) <u>四メチル鉛</u>	75-74-1	工業用化学 物質		(47) <u>四メチル鉛</u>	75-74-1	工業用化学 物質	
(削除)	(削除)	(削除)		(48) <u>トリブチルスズ化合物 (ビス(トリブチルスズ) =オキシド、トリブチル スズ=フルオリド、トリ ブチルスズ=メタクリラ ート、トリブチルスズ= ベンゾアート、トリブチ</u>	56-35-9 (ビス(トリブチ ルスズ)=オキシド) 1983-10-4 (トリブチルス ズ=フルオリド) 2155-70-6 (トリブチルス ズ=メタクリラート) 4342-36-3 (トリブチルス	工業用化学 物質	

				<u>ルスズ=クロリド、トリ ブチルスズ=リノレアー ト、トリブチルスズ=ナ フテナートを含む全て)</u>	<u>ズ=ベンゾアート)</u> <u>1461-22-9 (トリブチルス ズ=クロリド)</u> <u>24124-25-2 (トリブチルス ズ=リノレアート)</u> <u>85409-17-2 (トリブチルス ズ=ナフテナート)</u>		
(50) (略)	(略)	(略)		(49) (略)	(略)	(略)	
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(50) <u>デカブロモジフェニル エーテル</u>	<u>1163-19-5</u>	<u>工業用化学 物質</u>	<u>○</u>
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(51) <u>ペルフルオロオクタン 酸、ペルフルオロオクタン 酸塩及び ペルフルオ ロオクタン酸関連物質 (※)</u>	<u>335-67-1 (ペルフルオロオ クタン酸)</u> <u>3825-26-1 (ペルフルオロ オクタン酸のアンモニウ ム塩)</u> <u>335-95-5 (ペルフルオロオ クタン酸のナトリウム塩)</u> <u>2395-00-8 (ペルフルオロ オクタン酸のカリウム塩)</u>	<u>工業用化学 物質</u>	<u>○</u>
				(※) 「ペルフルオロオクタ ン酸関連物質」の解釈は 次のとおり行う。 (1) 炭素原子 (C) に結合 する直鎖状又は分岐状の ペルフルオロヘプチル基 (C7F15) を構造要 素の1つとして有する関 連物質 (その塩及びポリ マーを含む。)			
				(2) 直鎖状又は分岐状のペ ルフルオロオクチル基 (C8F17) を構造要 素の1つとして有する関 連物質 (その塩及びポリ マーを含む。)			
				(3) 以下の化合物は含まれ			

				<p>ない。</p> <p>・<u>C8F17-X</u>, (X= F, Cl, Br)</p> <p>・<u>C8F17-C (=O) O</u> <u>H, C8F17-C (=0) O-X'</u> 又は、<u>C8F17-CF2-X'</u> (X' = 任意の基 (塩を含む。))</p> <p>・<u>ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその誘導体</u> (<u>C8F17SO2X</u> (X= OH、金属塩 (O-M+)、ハロゲン化物、アミド、及びポリマーを含むその他の誘導体))</p>			
<p>(51) <u>トリブチルスズ化合物</u> (<u>ビス(トリブチルスズ)</u> <u>=オキシド、トリブチルスズ=フルオリド、トリブチルスズ=メタクリラート、トリブチルスズ=ベンゾアート、トリブチルスズ=クロリド、トリブチルスズ=リノレアート、トリブチルスズ=ナフテナートを含む全て)</u></p>	<p><u>56-35-9 (ビス(トリブチルスズ) =オキシド)</u> <u>1983-10-4 (トリブチルスズ=フルオリド)</u> <u>2155-70-6 (トリブチルスズ=メタクリラート)</u> <u>4342-36-3 (トリブチルスズ=ベンゾアート)</u> <u>1461-22-9 (トリブチルスズ=クロリド)</u> <u>24124-25-2 (トリブチルスズ=リノレアート)</u> <u>85409-17-2 (トリブチルスズ=ナフテナート)</u></p>	<p><u>駆除剤/工業用化学物質</u></p>		<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	
<p>(注) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(6)に掲げる貨物(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質(「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1の(5)の表の35の3の項の「化学物質の審査及び製</p>				<p>(注) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(6)に掲げる貨物(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質(「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1の(5)の表の35の3の項の「化学物質の審査及び製</p>			

造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。))

化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POPs 条約対象
(1)～(7) (略)	(略)	(略)
(8) 1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロルデン又はヘプタクロル)	57-74-9 76-44-8	○
(9)～(34)	(略)	(略)

別紙第2 (略)

造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。))

化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POPs 条約対象
(1)～(7) (略)	(略)	(略)
(8) 1, 2, <u>3</u> , 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロルデン又はヘプタクロル)	57-74-9 76-44-8	○
(9)～(34)	(略)	(略)

別紙第2 (略)

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改正後			現行		
2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 なお、輸出令別表第2中、次の表の「輸出令別表第2の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2（これに基づく貨物省令及び告示を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。ただし、輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物であっても、次の(イ)から(ハ)までに掲げるものは、別表第2品目に含まれないものとする。 (イ)～(ハ) (略)			2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 なお、輸出令別表第2中、次の表の「輸出令別表第2の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2（これに基づく貨物省令及び告示を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。ただし、輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物であっても、次の(イ)から(ハ)までに掲げるものは、別表第2品目に含まれないものとする。 (イ)～(ハ) (略)		
輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈	輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈
33	(略)	(略)	33	(略)	(略)
35	(略)	(略)	35	(略)	(略)
35の3	附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質	2, 4, 5-T、2, 4, 5-T塩及び2, 4, 5-Tのエステル化合物、アラクロール、アルジカルブ、アルドリン、アジンホスメチル、ビナパクリル、カプタホール、カルボフラン（別名N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ [b] フラニル）、クロルデン、クロルジメホルム、クロロベンジレート、DDT、ディルドリン、ジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC) 及びジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC) 塩（アンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩等）、ジノセブ、ジノセブ塩及びジノセブのエステル化合物、1, 2-ジブロモエタン (EDB)、エンドスルファン、1, 2-ジクロロエタン、エチレンオキシド、フルオロアセトアミド、HCH（異性体混合物）、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、リンデン、水銀化合物（無機水銀化合物、ア	35の3	附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質	2, 4, 5-T、2, 4, 5-T塩及び2, 4, 5-Tのエステル化合物、アラクロール、アルジカルブ、アルドリン、アジンホスメチル、ビナパクリル、カプタホール、カルボフラン（別名N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ [b] フラニル）、クロルデン、クロルジメホルム、クロロベンジレート、DDT、ディルドリン、ジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC) 及びジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC) 塩（アンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩等）、ジノセブ、ジノセブ塩及びジノセブのエステル化合物、1, 2-ジブロモエタン (EDB)、エンドスルファン、1, 2-ジクロロエタン、エチレンオキシド、フルオロアセトアミド、HCH（異性体混合物）、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、リンデン、水銀化合物（無機水銀化合物、ア

	<p>ルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。)、メタミドホス、モノクロトホス、パラチオン、ペンタクロロフェノール、ペンタクロロフェノール塩及びペンタクロロフェノールのエステル化合物、ホレート、テルブホス、トキサフェン、トリクロルホン (別名ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート又はDEP)、ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤、ホスファミドン、メチルパラチオン、石綿 (アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライト)、<u>商業用オクタブロモジフェニルエーテル (ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテルを含む。)、商業用ペンタブロモジフェニルエーテル (テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテルを含む。)、デカブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモシクロドデカン、ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド及びペルフルオロオクタンスルホニル化合物 (ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム、N-エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-エチルN-(2-ヒドロキシエチル)ペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-(2-ヒドロキシエチル)-N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリドを含む。)、ペルフルオロオクタニル酸、ペルフルオロオクタニル酸塩及びペルフルオロオクタニル酸関連物質 (※)、ポリ臭化ビフェニル (PBB)、ポリ塩化ビフェニル (PCB)、ポリ塩化テルフェニル (PCT)、短鎖塩素化パラフィン (炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)、四エチル鉛、四メチル鉛、トリス (2, 3-ジブromoプロピル) =ホスファート、トリブチルスズ化合物 (ビス (トリブチルスズ) =オキシド、トリブチルスズ=フルオリド、トリ</u></p>		<p>ルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。)、メタミドホス、モノクロトホス、パラチオン、ペンタクロロフェノール、ペンタクロロフェノール塩及びペンタクロロフェノールのエステル化合物、ホレート、トキサフェン、トリブチルスズ化合物 (ビス (トリブチルスズ) =オキシド、トリブチルスズ=フルオリド、トリブチルスズ=メタクリレート、トリブチルスズ=ベンゾアート、トリブチルスズ=クロリド、トリブチルスズ=リノレアート、トリブチルスズ=ナフテナートを含む全て)、トリクロルホン (別名ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート又はDEP)、ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤、ホスファミドン、メチルパラチオン、石綿 (アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライト)、<u>商業用オクタブロモジフェニルエーテル (ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテルを含む。)、ヘキサブロモシクロドデカン、商業用ペンタブロモジフェニルエーテル (テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテルを含む。)、ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド及びペルフルオロオクタンスルホニル化合物 (ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム、N-エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-エチルN-(2-ヒドロキシエチル)ペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-(2-ヒドロキシエチル)-N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリドを含む。)、ポリ臭化ビフェニル (PBB)、ポリ塩化ビフェニル (PCB)、ポリ塩化テルフェニル (PCT)、短鎖塩素化パラフィン (炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)、四エチル鉛、四メチル鉛、トリス (2, 3-ジブromoプロピル) =ホスファート、トリブチルスズ化合物 (ビス (トリブチルスズ) =オキシド、トリブチルスズ=フルオリド、トリ</u></p>
--	---	--	--

		<u>ブチルスズ=メタクリレート、トリブチルスズ=ベンゾア- ト、トリブチルスズ=クロリド、トリブチルスズ=リノレア- ト、トリブチルスズ=ナフテナートを含む全て) 並びにこれら を含有する混合物又は製剤</u>
		(略)
		(略)
		(略)
	(略)	(略)
35の 4	(略)	(略)
38	(略)	(略)
40	(略)	(略)
43	(略)	(略)
(6) ~ (9) (略)		

		<u>ロピル) =ホスファート、デカブロモジフェニルエーテル、ペ ルフルオロオクタン酸、ペルフルオロオクタン酸塩及びペルフ ルオロオクタン酸関連物質 (※) 並びにこれらを含有する混合 物又は製剤</u>
		(略)
		(略)
		(略)
	(略)	(略)
35の 4	(略)	(略)
38	(略)	(略)
40	(略)	(略)
43	(略)	(略)
(6) ~ (9) (略)		

経済産業省

20231011貿局第2号
輸出注意事項2023第17号
輸入注意事項2023第16号
経済産業省貿易経済協力局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和5年10月18日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」
等の一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別紙1の改正規定 令和5年10月22日
- 二 別紙2の7中「セントビンセント」、「ウクライナ」に係る改正規定 令和5年11月16日
- 三 別紙2の7中「ケニア」に係る改正規定 令和5年12月21日

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）

改正後		現行	
別表第1～25（略）		別表第1～25（略）	
別紙1～10（略）		別紙1～10（略）	
別紙11 規制物質コード表（輸出貿易管理令別表第2の35の3及び35の4に掲げる規制物質）		別紙11 規制物質コード表（輸出貿易管理令別表第2の35の3及び35の4に掲げる規制物質）	
A. 35の3（1）の規制物質（ロッテルダム条約附属書Ⅲ）		A. 35の3（1）の規制物質（ロッテルダム条約附属書Ⅲ）	
規制物質コード	規制物質名称	規制物質コード	規制物質名称
(略)	(略)	(略)	(略)
010265	(略)	010265	(略)
<u>010268</u>	<u>テルブホス</u>	(新設)	(新設)
010270	(略)	010270	(略)
(削除)	(削除)	<u>010280</u>	<u>トリブチルスズ化合物（ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、トリブチルスズ＝フルオリド、トリブチルスズ＝メタクリラート、トリブチルスズ＝ベンゾアート、トリブチルスズ＝クロリド、トリブチルスズ＝リノレアート、トリブチルスズ＝ナフテナートを含まず全て）</u>
010285	(略)	010285	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
010334	(略)	010334	(略)
<u>010400</u>	<u>デカブロモジフェニルエーテル</u>	(新設)	(新設)
010335	(略)	010335	(略)
010336	(略)	010336	(略)
<u>010410</u>	<u>ペルフルオロオクタノ酸、ペルフルオロオクタノ酸塩及びペルフルオロオクタノ酸関連物質</u>	(新設)	(新設)
010340	(略)	010340	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
010365	(略)	010365	(略)
010370	<u>四エチル鉛</u>	010370	<u>4</u> エチル鉛

010380	<u>四</u> メチル鉛
010390	(略)
<u>010280</u>	<u>トリブチルスズ化合物 (ビス (トリブチルスズ) =オキシド、トリブチルスズ=フルオリド、トリブチルスズ=メタクリラート、トリブチルスズ=ベンゾアート、トリブチルスズ=クロリド、トリブチルスズ=リノレアート、トリブチルスズ=ナフテナートを含む全て)</u>
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)

B～H (略)

別紙 1 2 (略)

010380	<u>4</u> メチル鉛
010390	(略)
(新設)	(新設)
<u>010400</u>	<u>デカブロモジフェニルエーテル</u>
<u>010410</u>	<u>ペルフルオロオクタン酸、ペルフルオロオクタン酸塩及びペルフルオロオクタン酸関連物質</u>

B～H (略)

別紙 1 2 (略)

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部は改正部分）

○輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）

改正後	現行
<p>1～6 (略)</p> <p>7 水銀に関する水俣条約の締約国等</p> <p>アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、<u>ケニア</u>、<u>キリバス</u>、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、<u>セントビンセント</u>、<u>サモア</u>、<u>サントメ・プリンシペ</u>、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、トルコ、ツバル、ウガンダ、<u>ウクライナ</u>、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア、ジンバブエ</p> <p>8～11 (略)</p>	<p>1～6 (略)</p> <p>7 水銀に関する水俣条約の締約国等</p> <p>アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、トルコ、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア、ジンバブエ</p> <p>8～11 (略)</p>